

平成28年岳南排水路管理組合議会定例会（10月）会議録

平成28年10月21日（金）

1 出席議員（9名）

1番 松本貞彦 議員
2番 小山忠之 議員
3番 前島貞一 議員
5番 村松金祐 議員
6番 小松快造 議員
7番 佐野智昭 議員
8番 杉山諭 議員
9番 萩野基行 議員
10番 中村憲一 議員

2 欠席議員（1名）

4番 須藤秀忠 議員

3 説明のため出席した者（8名）

管 理 者 小長井 義正 君
副 管 理 者 仁藤 哲 君
富士市上下水道部長 山田 恒裕 君
富士市産業経済部長 成宮 和具 君
富士宮市水道部長 斉藤 智敏 君
局 長 近藤 敦 君
総 務 課 長 浦田 勝広 君
施 設 課 長 高野 新次 君

4 出席した事務局職員（4名）

庶 務 係 長 根上 忠記 君
管 理 係 長 大村 光央 君
庶務係上席主事 渡邊 友貴 君
庶務係主事補 佐野 光則 君

5 議 事 日 程 (第1号)

日程第1 議長選挙について

6 議 事 日 程 (第1号-2)

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長選挙について

日程第5 認第1号 平成27年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出
決算認定について

日程第6 議第7号 平成28年度岳南排水路管理組合会計補正予算に
ついて(第1号)

日程第7 議第8号 岳南排水路管理組合職員勤務時間、休暇等に
関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第8 議第9号 岳南排水路管理組合議会の議員その他非常勤の
職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改
正する条例制定について

日程第9 議第10号 岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意
を求めることについて

午前10時 開 会

○局長（近藤 敦君） ここで、本定例会に欠席及び遅刻をする旨、連絡のありました議員をご報告いたします。須藤秀忠議員は公用のため欠席、小山忠之議員は所用のため遅刻する旨の届け出がございました。

会議に先立ちましてお願い申し上げます。本日、議会開催中に、管理組合の広報用及び報道機関の写真を撮影させていただきます。よろしくお願いいたします。

また、閉会后、議員の皆様には、事務局から、岳南排水路天間工区に係る今後の改良方針についてご説明をさせていただきますので、あらかじめご了承のほどよろしくお願いいたします。

本定例会は、当組合議会議員の改選後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、松本貞彦議員が年長議員でありますので、ご紹介いたします。それでは松本議員、議長席へお願いいたします。

（臨時議長、議長席に着席）

○臨時議長（松本貞彦議員） ただいまご紹介いただきました松本貞彦でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたしますを申し上げます。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから岳南排水路管理組合議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第1 議長選挙について

○臨時議長（松本貞彦議員） 日程第1 岳南排水路管理組合議会議長選挙を行います。お諮りいたします。

議長選挙の方法についてご意見を求めます。

○10番（中村憲一議員） 議長。

○臨時議長（松本貞彦議員） 10番 中村憲一議員。

○10番（中村憲一議員） 当組合議会の議長は、今まで富士市選出議員のうちから選出しております。今回も同様に、議長は富士市選出議員のうちから選出願いたく、富士市議

員さんのご相談により指名推選されますよう、お取り計らい願います。

○臨時議長（松本貞彦議員） ただいまお聞きのとおり、議長については富士市選出議員のうちから選出願、選挙の方法は指名推選で行われたいのご意見がありました、さよう決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、議長については富士市選出議員のうちから選出願、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

では、富士市選出の議員の方々は相談を願います。

暫時休憩いたします。

午前10時4分 休 憩

午前10時8分 再 開

○臨時議長（松本貞彦議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

では、どなたか相談の結果のご報告をお願いいたします。

○3番（前島貞一議員） 議長。

○臨時議長（松本貞彦議員） 3番 前島貞一議員。

○3番（前島貞一議員） 先ほど来、意見が出まして、富士宮のほうから富士市に一任という形が出ましたので、私ども、別室で協議した結果、松本貞彦議員が適切と思い、推薦したいと思いますので、皆さんにお諮りいたします。よろしく願いいたします。

○臨時議長（松本貞彦議員） お聞きのとおり、議長に私、松本貞彦をとのご推薦がありました。

お諮りいたします。

ただいま推薦されました松本貞彦を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議長に当選したのは、私、松本貞彦でございます。本席から会議規則第18条第2項の規定による告知をいたします。

ここで私、松本貞彦より議長就任のご挨拶をさせていただきます。

○議長（松本貞彦議員） ただいま議長にご推挙いただきまして、まことにありがとうございます。これから歴史のあるこの組合のかじ取りというふうなことでございますけれども、浅学非才の私でございます。皆様方のご協力によりまして、この議会をスムーズに、そして発展的に運営していきたいと考えておりますので、皆様方のご協力とご支援を

よろしくお願い申し上げます、簡単でございますけれども、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

これで私の臨時議長の職務を終わらせていただきます。

それでは、改めて議長としての職務を行わせていただきます。お手元に配付いたしてあります議事日程に従い、会議を続けます。

日程第1 議席の指定

○議長（松本貞彦議員） 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条の規定により、議長において指定いたします。

議席につきましては、ただいまご着席願っております議席とし、その番号及び議員氏名を局長から報告いたさせます。

○局長（近藤 敦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（近藤 敦君） それでは、議席の番号及び議員氏名をご報告いたします。

1番 松本貞彦議員 2番 小山忠之議員

3番 前島貞一議員 4番 須藤秀忠議員

5番 村松金祐議員 6番 小松快造議員

7番 佐野智昭議員 8番 杉山 諭議員

9番 萩野基行議員 10番 中村憲一議員

以上でございます。

○議長（松本貞彦議員） 報告を終わります。

ただいま報告いたしましたとおり、議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（松本貞彦議員） 日程第2 会議録署名議員の指名であります、会議規則第35条の規定により議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

2番 小山忠之議員

3番 前島貞一議員

以上2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（松本貞彦議員） 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。
本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第4 副議長選挙について

○議長（松本貞彦議員） 日程第4 岳南排水路管理組合議会副議長選挙を行います。
副議長選挙の方法についてご意見を求めます。

○10番（中村憲一議員） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 10番 中村憲一議員。

○10番（中村憲一議員） 副議長につきましても、議長と同様に富士市選出議員から選出されておりますので、今回もそのようにお願いをしたいと思います。

なお、選挙の方法につきましても、指名推選によりお願いいたします。

○議長（松本貞彦議員） ただいまお聞きのとおり、副議長については富士市選出議員のうちから選出願、選挙の方法は指名推選で行われたいのご意見がありましたが、さよう決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって副議長選挙については富士市選出議員のうちから選出願、選挙の方法については指名推選で行うことに決しました。

では、富士市選出の議員の方々のご相談を願います。

暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（松本貞彦議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、どなたか相談の結果をご報告願います。

○3番（前島貞一議員） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 3番 前島貞一議員。

○3番（前島貞一議員） ただいま別室にて慎重に審査いたしました結果、私ども、副議長として杉山諭議員を推薦したいと思いますので、皆さんにお諮りしたいと思います。よろしく願います。

○議長（松本貞彦議員） ただいまお聞きのとおり、副議長に8番杉山諭議員をとのご推

薦がありました。

お諮りいたします。

ただいま推薦されました8番杉山諭議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よってただいま推薦されました杉山諭議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました杉山諭議員が議場におられますので、本席から会議規則第18条第2項の規定による告知をいたします。

それでは杉山諭議員、副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○8番(杉山 諭議員) 議長。

○議長(松本貞彦議員) 8番 杉山諭議員。

○8番(杉山 諭議員) 副議長にご指名いただきまして、ありがとうございます。本議会がスムーズに、さらに発展してまいりますよう、議長を補佐して頑張っておりますので、よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(松本貞彦議員) 副議長就任の挨拶を終わります。

それでは、ここで管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

○管理者(小長井義正君) 議長。

○議長(松本貞彦議員) 管理者。

○管理者(小長井義正君) お許しを得ましたので、本定例会に上程いたします議案の審議に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、本組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙な中ご参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたび、本組合議会議員の任期が去る9月30日に満了となったことに伴い、富士、富士宮両市に組合議員の選挙をお願いいたしましたところ、当岳南排水路にご造詣の深い前任議員の方々が選出されましたことはまことにご同慶の至りでございます。

また、先ほどの正副議長選挙におきまして、議長に松本貞彦議員、副議長に杉山諭議員が当選され、まことにおめでとうでございます。今後とも岳南排水路の管理運営につきまして、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会にご提案申し上げ、審議を賜ります議案の概要につきましてご説明申し上げますが、詳細につきましては、後刻、事務局から説明させていただきますので、あらかじめご了承願いたいと存じます。

最初に、認第1号平成27年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入が5億9,748万円余、歳出が5億7,064万円余であります。歳入を前年度と比較しますと8,163万円余、率にしまして12%の減となっております。これは使用料及び基金繰入金などが減少したことによるものであります。

最近の岳南地域の製紙産業であります。少子化や若年層の漫画離れ、さらに書籍電子化の影響で需要の減少、新聞等の発行部数減少、広告需要低迷及び熊本地震等の影響で、依然として厳しい状況が続いております。このような状況の中、他社との事業統合など新たな経営戦略を進める企業も出てきているとのことでございます。

次に、歳出であります。前年度と比較しますと4,825万円余、率にしまして7.8%の減となっております。これは、施設管理費及び施設維持改良費は増加しておりますが、総務管理費が減少したことによるものでございます。

なお、本年度予定いたしました全ての事業は、計画どおり執行することができました。今後も当地域の工業振興と環境保全のため、施設の維持管理になお一層の努力をしてまいり所存でございます。

次に、議第7号平成28年度岳南排水路管理組合会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,683万7,000円を追加し、6億883万7,000円とするものでございます。これは、歳入におきまして、平成27年度の決算確定に伴い、前年度繰越金の追加、また、歳出におきましては、調整予算として予備費に追加措置をするものでございます。

議第8号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、地方公務員法が改正され、条例で引用する条項に移動が生じたため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議第9号岳南排水路管理組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。地方公務員災害補償法施行令が改正されたことに伴い、議員その他非常勤職員について、同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合における、条例による傷病補償年金及び休業補償の調整率を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

議第10号でございますが、この案件は人事案件でございますので、後刻、上程されました際、改めてご説明いたしますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

以上、上程案件につきまして、極めて主要点のみ申し上げますが、よろしくご審議の上、適切なるご議決を賜りますようお願い申し上げます。私からの説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（松本貞彦議員） 発言を終わります。

引き続きまして、副管理者から、本会議に説明のため出席しております職員の紹介がありますので、発言を許します。

○副管理者（仁藤 哲君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 副管理者。

○副管理者（仁藤 哲君） それでは、お手元に配付してございますが、私から本定例会に説明員として出席しております職員の紹介を申し上げます。

まず、事務局から紹介させていただきます。

局長の近藤敦です。

○局長（近藤 敦君） 局長の近藤でございます。よろしくお願いいたします。

○副管理者（仁藤 哲君） 総務課長の浦田勝広です。

○総務課長（浦田勝広君） 総務課長の浦田です。よろしくお願いいたします。

○副管理者（仁藤 哲君） 施設課長の高野新次です。

○施設課長（高野新次君） 施設課長の高野です。よろしくお願いいたします。

○副管理者（仁藤 哲君） 次に、当管理組合の構成市の関係部長として、富士市から上下水道部長の山田恒裕です。

○富士市上下水道部長（山田恒裕君） 上下水道部長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

○副管理者（仁藤 哲君） 同じく産業経済部長の成宮和具です。

○富士市産業経済部長（成宮和具君） 産業経済部長の成宮でございます。よろしくお願いいたします。

○副管理者（仁藤 哲君） 富士宮市から水道部長の斉藤智敏です。

○富士宮市水道部長（斉藤智敏君） 富士宮の斉藤です。よろしくお願いいたします。

○副管理者（仁藤 哲君） 私、副管理者の仁藤哲でございます。

以上で紹介を終わります。

○議長（松本貞彦議員） 発言を終わります。

日程第5 認第1号平成27年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出
決算認定について

○議長（松本貞彦議員） 日程第5 認第1号平成27年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算内容について、当局の説明を求めます。

○局長（近藤 敦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（近藤 敦君） ただいま上程されました認第1号平成27年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。

決算書の1ページをお願いいたします。平成27年度の歳入歳出決算は、歳入総額5億9,748万1,251円、歳出総額5億7,064万3,749円、歳入歳出差引残額2,683万7,502円でございます。

先ほど管理者から総括説明がございましたので、直ちに内容説明に入らせていただきます。なお、詳細につきましては、表紙が薄緑色の事業報告書をあわせてご参照いただきますようお願い申し上げます。

それでは、歳入歳出決算の事項別明細書に基づき、歳入からご説明申し上げますので、決算書の6ページ、7ページをお願いいたします。また、事業報告書の9ページから14ページ、2 歳入予算の事項別執行状況についてでご報告をさせていただいておりますので、あわせてお目通しをお願いいたします。

それでは、決算書の6ページ、7ページでございます。1款使用料及び手数料は、予算現額3億6,493万8,000円で、調定額、収入済額はともに3億6,516万8,003円でございます。予算現額に対する収入率は100%、調定額に対する収入率も100%であります。なお、歳入総額に占める割合は61.1%でございます。滞納繰り越し及び本年度の収入未済はございませんでした。

それでは、1項1目1節の使用料でございます。調定額、収入済額ともに3億6,492万9,955円で、不納欠損額、収入未済額はともにありませんでした。この使用料の調定額算定基礎といたしました許可排水量及び実績排水量につきましては、事業報告書の15ページ、16ページの別表-3、岳南排水路路線別排水量及び使用料認定実績表に、路線別、月別ごとの実績排水量とともに、使用料認定実績及び収入済額を表にしております。

使用工場数でございますが、年度途中で1工場が廃止いたしましたが、1工場が新規使用開始したため、前年度と同様86工場で、そのうち休止工場は7工場となっております。

基本料金の算定基礎となります許可排水量は、表の右上、太枠内に記載してありますように、日量113万7,093立方メートルでございます。前年度に比較して3万7,653立方メートルの増となっております。これは、年度中に1工場の廃止、2工

場の減量がございましたが、新規使用開始工場が1工場、また3工場の増量があり、これによる増加でございます。

また、実績排水量は、従量料金の算定基礎となるもので、年間の累積排水量は、表の右下の太枠のAに記載してありますように、2億3,721万9,663立方メートルでございました。前年度に比較し1,197万4,681立方メートル、4.8%の減となっております。

補正予算第2号では、火力発電事業所が、建設工事の遅延により、平成27年度内での稼働がなくなったための減収分を見込み、250万円を減額補正しております。

なお、使用料20%の特別減額措置は、平成27年度までの実施でございます。

それでは、決算書の6ページ、7ページにお戻り願います。次に、2款財産収入でございますが、当初予算額に、保有しております債券の買いかえによります利子の増分と、大口定期貯金の預け額の変更によります利子の増分、合計254万4,000円を増額補正いたしまして、予算現額は4,805万5,000円、調定額、収入済額はともに4,795万8,896円でございます。

3款繰入金1項基金繰入金でございますが、これは施設の耐震化事業のために岳南排水路基金から繰り入れたもので、補正予算第2号では、平成26年度繰越金が当初見込みより多いことに伴い、1,000万円を減額補正いたしまして、予算現額は1億2,400万円、調定額、収入済額はともに1億2,400万円でございます。

4款繰越金は、1項1目前年度繰越金で、前年度の決算確定に伴い、3,022万円の増額補正をいたしまして、予算現額は6,022万円、調定額、収入済額ともに6,022万861円でございます。

次に、5款諸収入は、予算現額5万1,000円に対し、調定額、収入済額ともに13万3,491円でございます。

1項1目預金利子は、調定額、収入済額ともにございませんでした。

8ページ、9ページをお願いいたします。2項1目雑入は、予算現額5万円に対し、調定額、収入済額はともに13万3,491円でございます。これは主として、市町職員研修事業助成金交付金8万8,700円、保険事業に係る事務手数料2万203円などでございます。

以上、歳入の合計は、予算現額が5億9,726万4,000円に対し、調定額、収入済額ともに5億9,748万1,251円でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。引き続き、歳出の説明に入らせていただきます。

なお、詳細につきましては備考欄によってご説明させていただきますが、事業報告書の17ページから24ページの3歳出予算の事項別執行状況についてでご報告をさせていただきますので、あわせてお目通しをお願いいたします。

まず、1款議会費でございますが、予算現額43万9,000円に対し、支出済額は37万2,362円で、執行率は84.8%、6万6,638円が不用額となりました。支出済額は、備考欄の1報酬費30万9,000円及び2事務局運営経費6万3,362円でございます。これは、定例会2回、臨時会1回の議会開催にかかる所要経費であります。

2款総務費です。補正第2号では、一般管理費において、給与改定及び職員手当等の減額に伴い、人件費を173万2,000円の減額、標準報酬制導入による負担金率の改正に伴い、共済費を6万9,000円の増額、派遣職員分の負担金を38万7,000円の増額、平成26年度消費税確定に伴い、公課費を66万8,000円の減額とし、差し引き合計194万4,000円の減額補正を行いました。予算現額は5億410万4,000円、支出済額は4億8,731万2,491円で、執行率は96.7%、1,679万1,509円が不用額となりました。

1項1目一般管理費は、組合運営にかかる所要経費でございます。予算現額1億2,016万4,000円、これに対して支出済額は1億1,889万2,907円、執行率は98.9%、127万1,093円が不用額となりました。

備考欄の1の給与費のうち、(4)一般職12名にかかる人件費は、給料、職員手当、共済費を合わせまして9,733万8,543円で、歳出総額の17.1%を占めております。

2の人事管理費は696万6,647円で、臨時職員賃金、職員研修及び職員厚生費等の経費でございます。

3の事務管理費は484万8,241円で、事務運営経費でございます。

4の財産管理費は725万4,376円で、庁舎、車両及び用地管理にかかる所要経費でございます。

5の公租公課費は210万100円で、消費税でございます。

また、予備費から、臨時職員、嘱託職員の賃金改定に伴う不足分8,000円を07節賃金へ充用をいたしております。

それでは、12ページ、13ページをお願いいたします。2項1目排水管理費でございますが、予算現額189万円に対し、支出済額は152万1,822円で、執行率80.5%、36万8,178円が不用額となりました。

備考欄をごらんください。(1)水質調査費として35万5,751円、これは各路線の

水質調査にかかる経費でございます。(2)の硫化水素調査費116万6,071円は、管路施設保全のための硫化水素調査にかかる経費でございます。

次に、2項2目下水道管理費でございますが、予算現額5,233万2,000円に対し、支出済額は5,055万4,881円で、執行率は96.6%、不用額は177万7,119円となりました。

この執行内容でございますが、備考欄の1 排水量管理費147万808円は、使用料金の算定根拠となります排水量の調査にかかる所要経費でございます。

2 下水道維持費4,908万4,073円は、管路施設の維持に要する経費で、(1)維持補修費につきましては、人孔整備工事、環境整備工事及び管内補修工事など22件に1,972万6,740円、(2)保守点検費につきましては、管内点検作業委託など12件に2,795万2,560円を執行しております。(3)下水道管理事務費140万4,773円は、管理事務にかかる所要経費でございます。

次に、2項3目ポンプ場管理費でございますが、予算現額3,860万6,000円に対し、支出済額は3,505万911円で、執行率は90.8%となり、355万5,089円が不用額となっております。

備考欄の(1)維持補修費は、今泉ポンプ場翼角制御装置取りかえ工事に123万1,200円を執行しております。(2)保守点検費は、ポンプ場運転管理業務委託、ゲート点検作業委託等6件に2,930万6,744円を執行いたしました。(3)ポンプ場管理事務費451万2,967円は、主として電気料及び工業用水使用料など主ポンプ運転にかかる経常的な経費でございます。

次に、3項1目施設改良費は、予算現額2億9,111万2,000円に対し、支出済額は2億8,129万1,970円で、執行率は96.6%、982万30円が不用額であります。この科目は、施設の維持保全対策のための改良事業に要する経費で、歳出総額に対しまして49.3%を占めております。

備考欄に記載をしてございますが、1 管渠施設費として2億8,129万1,970円を支出してございます。(1)保全対策事業費には、業務委託2件、また工事では管渠更生工事など14件に2億8,020万3,840円を執行いたしました。(2)管渠施設事務費でございますが、管渠の施設改良における所要経費で108万8,130円を執行しております。

14ページ、15ページをお願いいたします。次に、3款公債費1項1目利子でございます。年度中の資金計画が順調に推移したことにより、一時借入れがなく、未執行となっております。

4款諸支出金でございます。1項1目岳南排水路基金積立金でございますが、岳南排水路基金への新たな積み増し分2,000万円と、債券買いかえによります運用利子の増分246万8,000円、また、大口定期預金の利子見込額の7万6,000円の増分との合計2,254万4,000円を増額補正いたしまして、予算現額は6,795万6,000円、支出済額は6,788万8,714円でございます。

次の1項2目職員退職手当基金積立金は、予算現額は1,509万9,000円、支出済額は1,507万182円でございます。

基金の年度末現在高でございますが、事業報告書の30ページ、別表-5、基金運用状況をお願いいたします。

1 岳南排水路基金でございます。決算年度末現在高は、表の右 太枠に記載してございますが、34億1,223万4,693円でございます。このうち、国債、政府保証債及び地方債等の購入金額は、ページ中段の基金預金状況に岳南排水路基金の表がございますが、下から2行目の右側に括弧書きで記載してございます額面総額33億円の債券を32億5,356万5,264円で購入しております。

続きまして、2 職員退職手当基金でございますが、決算年度末現在高は6,451万9,166円でございます。

それでは、決算書の14ページ、15ページにお戻り願います。5款の予備費でございますが、予算額は、補正第1号で、予算調整のため3,022万円を増額措置し、補正第2号では、岳南排水路基金への積み増し等のために3,055万6,000円を減額措置いたしました。

なお、今年度の予備費からの充用でございますが、さきにご説明をさせていただきましたとおり、臨時職員、嘱託職員への賃金改定の不足分8,000円を充用いたしております。これによります予備費 予算現額の計は965万6,000円でございます。全額が不用額となっております。

以上、歳出の合計は、予算現額5億9,726万4,000円に対し、支出済額は5億7,064万3,749円で、不用額は2,662万251円となりました。

次の16ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。1 歳入総額は5億9,748万1,000円、2 歳出総額は5億7,064万4,000円、3 歳入歳出差引額は2,683万7,000円、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、同額が5の実質収支額でございます。

次に、17ページ、18ページをお願いいたします。財産に関する調書でございますが、行政財産、普通財産の土地及び建物、物件につきましては、決算年度中の増減はござ

いませんでした。

21ページ、22ページをお願いいたします。2 物品は、取得価格1件30万円以上の物品の年度中の増減はございませんでした。

23ページ、24ページをお願いいたします。3の施設（管きょ）でございますが、こちらにつきましても、決算年度中の増減はございませんでした。

それでは、25ページをお願いいたします。4の基金でございますが、（1）岳南排水路基金は、先ほどご説明をいたしましたとおり、年度中5,611万1,286円の減額となり、年度末の現在高は34億1,223万4,693円となりました。（2）の職員退職手当基金は、前年度末現在高4,944万8,984円に1,507万182円を積み増しいたしました。決算年度末現在高は6,451万9,166円でございます。

以上、認第1号平成27年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算についてご説明をさせていただきましたが、よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（松本貞彦議員） 当局の説明を終わります。

次に、監査の結果について、小松監査委員の報告を求めます。

○監査委員（小松快造議員） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 小松監査委員。

○監査委員（小松快造議員） それでは、ご指名がありましたので、平成27年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算及び基金運用状況等の審査結果についてご報告申し上げます。

審査は平成28年8月3日に実施いたしました。

審査に当たりましては、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、基金運用状況及び会計書類が地方自治法等関係法令に準拠して作成されているか確認するとともに、決算数値の照合を行い、あわせて関係職員から説明を聴取して審査を行いました。その結果、決算書及び附属関係書類等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と符合し、また、予算の執行、財産の管理、基金の運用状況等につきましても適正であり、事務事業の執行も所期の目的に沿ったものと認められました。

これらの審査結果につきましては、お手元に配付してあります平成27年度岳南排水路管理組合会計決算審査意見書にお示ししてありますので、ご参照くださるようお願いいたします。決算数値の詳細につきましては、先ほど事務局より説明がありましたので、私からは省略させていただきます。

使用者の経済的負担を軽減するため、暫定的に、基本料金、従量料金ともに一律20%

の減額措置を平成28年2月まで継続しておりました。岳南地域の製紙業界は、少子化、電子媒体への移行などによる国内紙需要が構造的に減少し、厳しい環境のまま推移していますが、他社との事業統合など新たな経営戦略を着々と進めています。また、新素材のセルロースナノファイバー（CNF）は、紙・パルプ産業の技術を生かすことのできる有望な分野であり、将来、地域経済の発展に寄与するものと期待しております。使用料の一律20%減額は終了したが、基金の取り崩しによる財源不足を補うという厳しい状況であるため、引き続きコスト意識を持ち、歳出の経費の節減に努め、限られた財源の中で健全な事業執行と同時に将来を見据えた管理運営を図るよう要望いたします。

以上をもちまして、平成27年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算及び基金運用状況等の審査の報告といたします。

○議長（松本貞彦議員） 監査委員の報告を終わります。

これから認第1号について質疑に入ります。

○2番（小山忠之議員） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 2番 小山忠之議員。

○2番（小山忠之議員） 全体的な経営状況というのは、基金の取り崩しで何とかつくり上げているということですかね。これは基金の取り崩しがなければ事実上赤字ということで、特に20%の一時的な値下げ、これが結構大きく響いたと思うんですけども、この状況はずっと続くわけではなくて、総排水量は若干伸びていると。差し引きして総排水量はふえたんですよ。許可排水量もふえているわけだから、使用料について前に戻していけば、この決算審査意見書では「今後も基金取り崩しによる」ということでありますけれども、基金の取り崩しについては、そんなに依存しなくても、これからいきそうな感じがありますか。それが1つ。

それからせっかくだから、事業報告書の37ページから、排水路の維持管理の中の一番核心である施設維持改良費、工事請負費の関係で、工事名、施工場所、契約方法、設計金額、それから受注、契約先を決定いただいております。大体、これは地元かな、これはちょっとわからないなというのがあるのですけれども、概して、いわゆる指名競争とか一般競争とかは要するに入札ですから、どこをと言うわけにはいかないんですけども、前からかねて我々が主張してきたというか強調してきたのは、地元企業になるべく行くような工夫ができないかなということはずっと言ってきたんですけども、その辺は、この表の中で、27年度の場合はどんなふうに反映されているか。ざっと見ただけでは、結構わかるところもあるし、わからないところもあるものですから、この辺について、余り詳しくなくて結構ですから、細かなところは結構ですから、概してこういう状況だということをご

説明いただければ。

2点お願いします。

○局長（近藤 敦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（近藤 敦君） まず、小山議員の1点目のご質問でございますけれども、基金の取り崩しについては今後もするのかという質問だと思いますが、岳南排水路の施設は昭和26年に建設が始まりまして、ちょうど今、耐用年数の終期を迎えております。そんな中で、維持管理に関しましては管内点検をくまなく実行するなど、長寿命化に向けて努力はしておりますけれども、どうしても耐用年数を迎えて、今後、南海トラフ地震ですか、その減災のためにも、ある程度の規模の補修、それから耐震化事業は今後進めていきたいと考えております。

そんな中で3年4カ月の減額措置が終わりまして、この年に限りましては許可排水量も若干ではありますがふえつつあるという現状を見ましても、収支のバランスはとても大事なことでございますけれども、また今後も多少基金を取り崩して施設の改良に充てていく場合があるということで、何とかご理解をいただきたいなと思っております。年間、今言いました5,000万利息もついていきますので、何とかこれを守りながらも、場合によっては取り崩していく場合があるということで何とかご理解をいただきたいと思っております。

2点目の地元業者の状況でございますが、岳南排水路の小規模、それから小さな管につきましては、もうほぼ100%地元業者優先で、岳排のほうも発注をしております。ただ、更生事業の大口径管につきましては、やはり地元業者にはできない部分もございますので、入札としては地元業者を含めた事後審査型制限付き一般競争入札で今対応しておりますけれども、おとしぐらいから地元業者でできる工法が1つ見つかりまして、今こちらのほうを優先的に出したいなと考えている次第でございます。

以上です。

○2番（小山忠之議員） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 2番 小山忠之議員。

○2番（小山忠之議員） 大変ご努力いただいているようで、1点目は、厳しい状況の中でのご努力には敬意を表したいと思います。基金の関係ですけれども、運用もいろいろなところで、私は素人だけれども、順調な運用状況だし、手がたい運用をやっておられるようです。また、少しは増減はあるにしても、確実に年度末現在高は確保しておられるので、多少の取り崩しというのはやむを得ないとは思いますが、別にするなという形で今申し

上げたわけではないんです。ただ、要するに、工場の操業状況によって違うので一概に言えないですけども、何となくは今までよりも若干、横ばいにしてもそんなに悪くなるような状況ではないように見えるので、なるべく基金は大切にしておきたいなという感じがします。これは評価しつつも要望しておきたいと思います。

それから、業者の関係については、小さなものについては100%。ただ、ここでできないものはどうしようもないですね。どうやってしようがないですけども、ただ、だんだん業者の方も、もう何年もやっておられるので、いろいろ工夫して、どんどんチャレンジしてもらおう。育てていくという姿勢も、こちらのほうでぜひ示していただければありがたい。この辺も、いつまでもこれはだめだからといって外中心にしていくと育たないので、技術も生まれてこないから、その辺はぜひご配慮を願いたい。これは要望しておきたいと思います。結構です。

○議長（松本貞彦議員） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

認第1号平成27年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算については原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって認第1号は原案どおり認定されました。

日程第6 議第7号平成28年度岳南排水路管理組合会計補正予算
について（第1号）

○議長（松本貞彦議員） 日程第6 議第7号平成28年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（近藤 敦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（近藤 敦君） ただいま上程されました議第7号平成28年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。平成28年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第1号）は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,683万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億883万7,000円とするものでございます。

先ほど管理者から総括説明がされておりますので、直ちに内容説明をさせていただきます。

議案書の7ページ、8ページをお願いいたします。2歳入でございますが、4款1項1目前年度繰越金は、決算確定に伴い、補正前の額1,000万円に1,683万7,000円を増額し、2,683万7,000円とするものでございます。

続きまして、3歳出でございますが、5款1項1目予備費は、補正前の額1,000万円に1,683万7,000円を増額し、2,683万7,000円とするものでございます。これは年度の途中でありますので、調整予算として補正をお願いするものでございます。

以上、議第7号平成28年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたしました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（松本貞彦議員） 当局の説明を終わります。

これから議第7号について質疑に入ります。――質疑もないようでありますので質疑を終わります。

これから討論に入ります。――討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

議第7号平成28年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第1号）については原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第7号は原案どおり可決されました。

日程第7 議第8号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（松本貞彦議員） 日程第7 議第8号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（近藤 敦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（近藤 敦君） それでは、議第8号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げますので、議案書の9ページ、あわせまして、黄色の表紙、議案参考資料の1ページをお願いいたします。

本案は、平成26年5月14日に公布されました地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律第1条の規定により地方公務員法第24条第2項が削られたことにより、条項ずれが生じたことに伴いまして、第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるものであります。

附則でございますが、この条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上、議第8号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたしましたが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（松本貞彦議員） 当局の説明を終わります。

これから議第8号について質疑に入ります。——質疑もないようでありますので質疑を終わります。

これから討論に入ります。——討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

議第8号岳南排水路管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第8号は原案どおり可決されました。

日程第8 議第9号岳南排水路管理組合議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（松本貞彦議員） 日程第8 議第9号岳南排水路管理組合議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（近藤 敦君） 議長。

○議長（松本貞彦議員） 局長。

○局長（近藤 敦君） それでは、議第9号岳南排水路管理組合議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げますので、議案書の11ページ、あわせまして、黄色の表紙の議案参考資料2ページをお願いいたします。

本案は、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、他の法令に

よる給付との調整率を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

なお、本案と同様の条例改正が、富士市及び富士宮市においては、既に平成28年6月議会で議決され、施行されております。

それでは、議案参考資料の2ページの新旧対照表をお願いいたします。附則第5条は、本条例による給付と他の法令による給付との調整について定めたものであります。同条第1項では、年金たる補償として、傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について、同条第2項では、休業補償の調整について規定されており、これらの給付の受給権者が、同一の事由により、厚生年金保険法など他の法令による障害厚生年金、遺族厚生年金等が支給される場合には、この条例による本来の給付額に、附則第5条の右欄に掲げる率を乗じて得た額を支給する旨を定めております。

地方公務員災害補償法の改正に伴い、同法の施行日である平成28年4月1日以後、傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合と、休業補償と障害厚生年金等が支給される場合には、新旧対照表2ページ、3ページでございますとおり、調整率を0.86から0.88に変更するものであります。

議案書の12ページをお願いいたします。附則でございますが、附則第1項は、この条例の施行の日を公布の日からとし、改正後の条例の規定は、地方公務員災害補償法の改正の施行日である平成28年4月1日から遡及適用させようとするものであります。

附則第2項は、この条例の施行に伴う経過措置を規定したものでございます。

改正後の条例の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由の生じた補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた補償については、なお従前の例によることを定めたものであります。

最後に附則第3項であります。平成28年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に、改正前の条例の規定により支給された傷病補償年金及び休業補償は、改正後の条例による補償の内払いとみなすことを定めたものであります。

以上、議第9号岳南排水路管理組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたしましたが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（松本貞彦議員） 当局の説明を終わります。

これから議第9号について質疑に入ります。――質疑もないようでありますので質疑を終わります。

これから討論に入ります。――討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

議第9号岳南排水路管理組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議第9号は原案どおり可決されました。

日程第9 議第10号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(松本貞彦議員) 日程第9 議第10号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、6番小松快造議員の退席を求めます。

(6番 小松快造議員 退席)

本案について、管理者の説明を求めます。

○管理者(小長井義正君) 議長。

○議長(松本貞彦議員) 管理者。

○管理者(小長井義正君) 議第10号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご同意を賜りたい監査委員は、知識経験を有する者から選出される委員及び議会議員のうちから選出される委員でございます。

識見を有する監査委員であります。前任である山本浩之氏から、本年7月31日をもって辞職したい旨の申し出がなされ、これを承知いたしましたので、組合規約第11条第2項の規定により、後任監査委員の選任につき議会の同意を得ようとするものであります。

ご提案申しあげました富士市中里1141番地、山田充彦氏は、昭和53年4月、富士市職員として奉職し、財政部長などの要職を歴任、平成28年3月に退職し、現在、富士市代表監査委員に在任中でございます。地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有しており、新たに委員として選任しようとするものであります。

議会議員から選出される委員でございますが、本年9月30日をもちまして本管理組合議会議員の任期満了に伴い、同時に監査委員の任期も満了となりました。これによりまして、組合規約第11条第2項の規定により、監査委員選任のご同意を得ようとするものであります。

ご提案申しあげました富士宮市北山2299番地の5、小松快造氏でございますが、こ

れまで富士宮市議会都市建設委員長、決算審査特別委員長、予算審査特別副委員長などの要職を歴任、前監査委員であり、人格高潔にして、地方自治はもとより、財務管理、行政運営にも精通されております。

両氏とも、本委員として適任であると認められますので、何とぞご同意を賜りますようお願い各位にお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（松本貞彦議員） 説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事に関することでありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって直ちに採決に入ります。

議第10号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについては原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第10号は原案どおり同意されました。

ここで6番小松快造議員の入場を求めます。

（6番 小松快造議員 入場）

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。よって本日の会議を閉じ、岳南排水路管理組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

平成28年12月8日

議 長 松 本 貞 彦

会議録署名議員 小 山 忠 之

会議録署名議員 前 島 貞 一
